

東京都公報

発行
東京都

目次

100

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部政課）…
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部市町村課）…
- 東京都税条例施行規則の一部を改正する規則（二件）…（主税局税制部税制課）…
- 東京都立食品技術センター条例施行規則を廃止する規則……（産業労働局農林水産部食料安全課）…
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則………三

規則（教）

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務

の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十二の項中「四十四の項ル」を「四十四の項ワ」に改め、同項中イを削り、ロをイとし、同項ハ中「第二十一条」を「第十九条」に改め、同項中ハをロとし、ニを削り、同表二十三の項を次のように改める。

二十三 削除

第二条の表二十五の項イ中「卸売市場」を「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下この項において「卸売市場」という。）」に改める。

第三条の表七の項及び八の項を次のように改める。

七及び八 削除

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の四の三の項を次のように改める。

十三の四の三 削除

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十九号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削り、同条中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「若しくは法附則第六十二条」を加える。

第二十五条第三項を削る。

第二十九条の四第二号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第三十九条第四項を削る。

別記様式中「第四百十五号の三様式 固定資産税の被災住宅用地等申告書（東日本大震災関連）」を「第四百十五号の三様式 固定資産税の被災住宅用地等申告書（東日本大震災関連）」に改める。

別記第四百十五号の三様式の次に次の一様式を加える。

第145号の4様式（条例第136条の4関係）

固定資産（土地・家屋）現所有者申告書
都税事務所長 宛
住所
年 月 日

代表申告者 氏名（名称）
電話
（印）

固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、東京都都税条例第136条の4の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。

1 固定資産課税台帳上の所有者（被相続人）

フリガナ 氏名	死亡年月日	年 月 日
住所		
登記名称		

2 現所有者（代表申告人を含む。）

フリガナ 氏名（名称）	住所	被相続人との関係

3 所有権移転登記手続の状況

登記の予定	有・無	登記予定有の場合、予定時期	年 月 日
-------	-----	---------------	-------

4 資産の表示

区分	所在	家屋番号	備考
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			

- 備考
- 1 本申告書に複数の現所有者を記載して申告する場合、記載された者は別途申告書を提出しなくてもよい。
 - 2 被相続人の資産を現に所有している事実が確認できる書類及び現所有者の住所が分かる書類を添付すること。
 - 3 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付すること。
 - 4 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条の四第二号の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

二 第二十五条第三項及び第三十九条第四項を削る改正規定、別記様式の改正規定並びに別記第四百四十五号の三様式の次に一様式を加える改正規定 令和三年四月一日

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

東京都立食品技術センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十一号

東京都立食品技術センター条例施行規則を廃止する規則

東京都立食品技術センター条例施行規則（平成二年東京都規則第一百十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則（教）

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同 飛鳥高等学校

全日制 普通科
定時制 普通科

を

同 飛鳥高等学校

全日制 普通科
定時制 普通科

に

同 赤羽北桜高等学校

全日制 普通科
定時制 普通科
全日制 保育・栄養科
全日制 調理科
全日制 介護福祉科

改め、同表三の項中

同 八王子西特別支援学校

知的障害

小学部
中学部
高等部

普通科

を

同 八王子西特別支援学校

知的障害

小学部
中学部
高等部

普通科

に

同

東久留米特別支援学校

知的障害

高等部

普通科

職能開発科

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

